十津川村の給与・定員管理等について

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和5年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年　度	2,960 人	6,091,499 千円	311,068 千円	916,811 千円	15.1%	15.0%

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職　員　数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
令和4年　度	97	308,970千円	63,999千円	115,520千円	488,489千円	5,036千円

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
5,369千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、令和４年４月１日現在の人数である。

（３）　ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

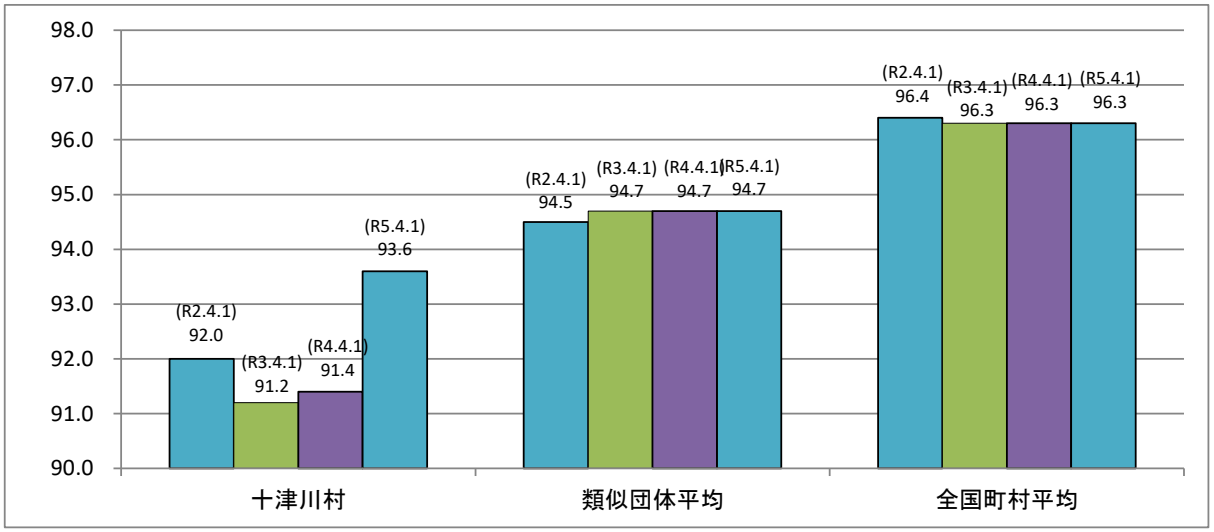

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

（４）　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施　　未実施 〕

(給料表の改定実施時期)　平成28年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引き下げ。高年齢層については、最大4%の引き下げを実施。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
十津川村	38.6　歳	289,900　円	370,693　円	340,293　円
奈良県	42.1　歳	312,738　円	406,051　円	359,290　円
国	42.4　歳	322,487　円	―	404,015　円
類似団体	41.0　歳	292,377　円	344,598　円	319,247　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
十津川村	41.6　歳	9　人	251,600　円	274,711　円	273,267　円	―	―	―	―
うち清掃職員	26.0　歳	1　人	188,700　円	230,800　円	227,700　円	廃棄物処理業従業員	46.6　歳	304,600 円	0.76
うち学校調理員	45.9　歳	7　人	252,700　円	274,071　円	272,643　円	調理師	45.9　歳	241,700 円	1.13
うちその他	53.0　歳	1　人	306,700　円	323,200　円	323,200　円	―	―	―	―
奈良県	55.8　歳	49　人	294,797　円	348,999　円	325,964　円	―	―	―	―
国	51.2　歳	1,941　人	286,942　円	―	329,178　円	―	―	―	―
類似団体	48.6　歳	2　人	255,717　円	283,608　円	269,307　円	―	―	―	―

区　分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
十津川村	―	―	―
うち清掃職員	4,070,800　円	4,321,000 円	0.94
うち学校調理員	4,445,057　円	3,553,800 円	1.25
うちその他	―　円	―　円	―

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		十津川村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	202,400　円	202,400　円	196,200　円
	高校卒	170,900　円	170,900　円	166,600　円
技能労務職	高校卒	169,000　円	161,800　円	－
	中学卒	155,300　円	147,100　円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　　分		経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上35年未満
一般行政職	大　学　卒	294,300　円	340,600　円	364,900　円	371,500　円
	高　校　卒	274,000　円	321,400　円	349,600　円	359,000　円
技能労務職	高　校　卒	－　円	239,300　円	－　円	255,500　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	定型的な業務を行う職務	21人	27.2%	162,100　円	249,400　円
２　級	主査の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12人	15.6%	208,000　円	305,200　円
３　級	係長の職務 困難な業務を処理する主査の職務 専門的な知識又は豊富な職務経験を有する調整官又は専門員の職務	15人	19.5%	240,900　円	351,000　円
４　級	課長補佐、主幹、次長、室長（課長補佐同等職）、事務長（課長補佐同等職）、所長（課長補佐同等職）、局長（課長補佐同等職）又は館長（課長補佐同等職）の職務 困難な業務を処理する係長の職務 相当困難な業務を処理する主査の職務	17人	22.1%	271,600　円	382,000　円
５　級	会計管理者、課長、指導主事、指導技師、室長、事務長、所長、局長又は館長の職務 特に困難な業務を処理する課長補佐、主幹又は次長の職務	10人	13.0%	295,400　円	394,000　円
６　級	総括参事、教育次長、参事の職務 高度の知識及び豊富な職務経験を有する会計管理者、課長、所長又は局長の職務	2人	2.6%	323,100　円	411,300　円

（注）１　十津川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

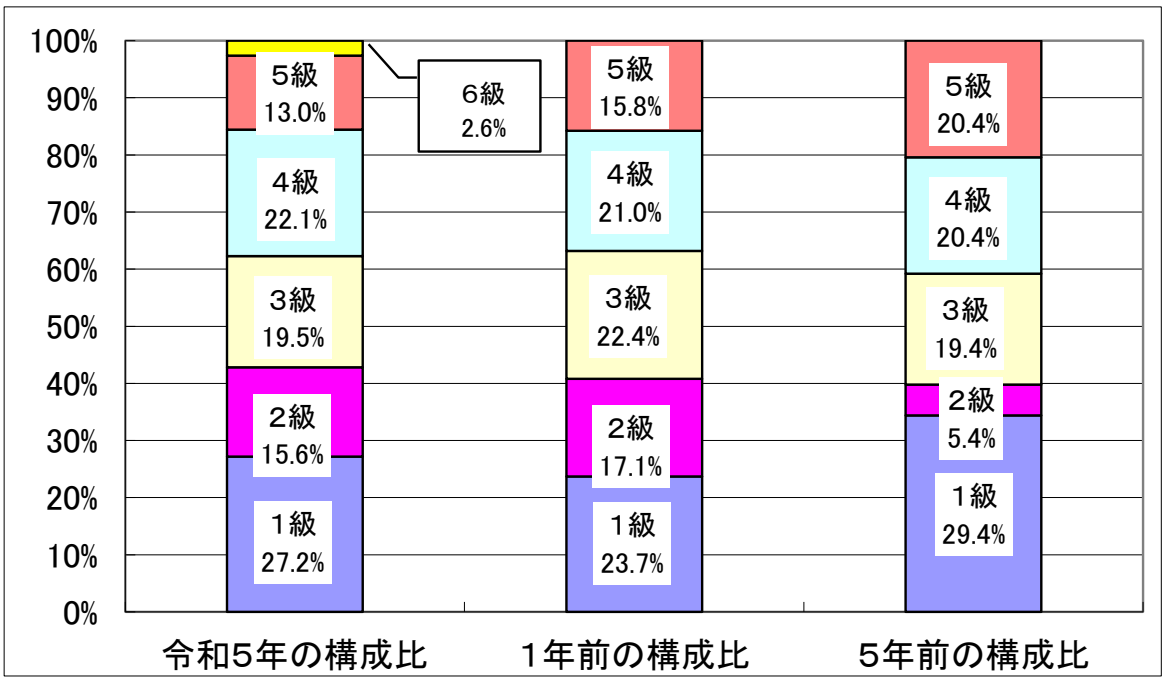

（注）令和５年に５級制から６級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和５年４月１日現在）

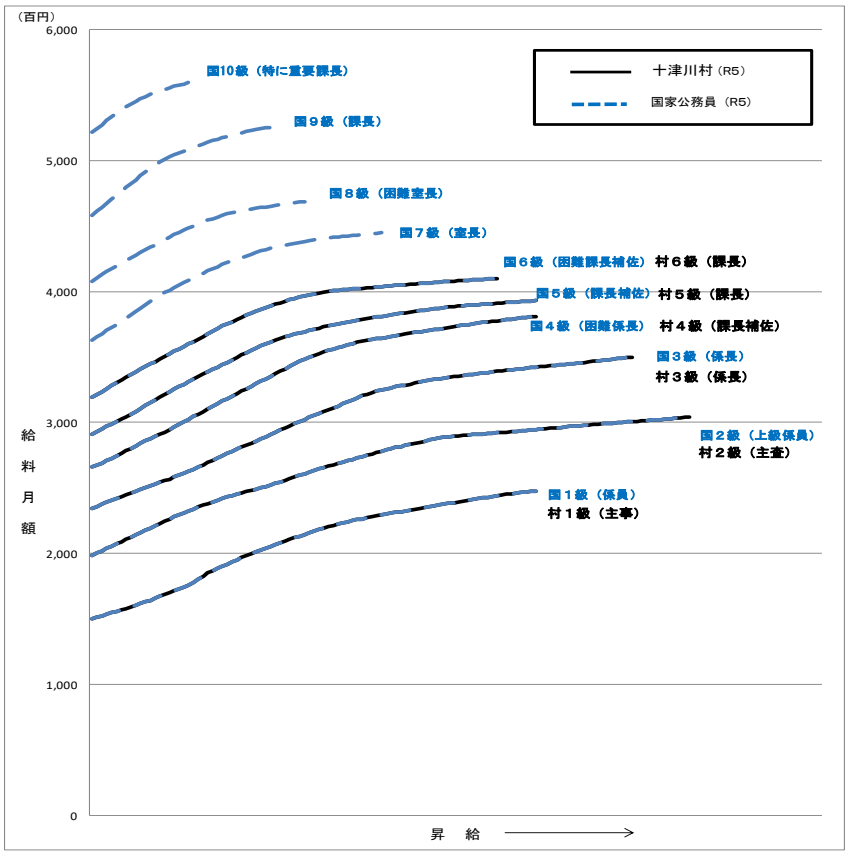

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	令和7年4月		令和7年4月	

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十　津　川　村	奈　良　県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,190　千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,529　千円	―
(令和4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.00　月分 (　1.35　)月分　(　0.95　)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.35　月分　2.00　月分 (　1.35　)月分　(　0.95　)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.00　月分 (　1.35　)月分　(　0.95　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	**令和7年4月**		**令和7年4月**	

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

十　津　川　村			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869　月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869　月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708　月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708　月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709　月分
最高限度額	47.709 月分	47.709　月分	最高限度額	47.709 月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	4,441　千円	16,187　千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

国基準では地域手当の不支給地域となるため、支給していません。

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)	168 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	2,800 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	24.2 %
手当の種類(手当数)	8

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃業務手当	し尿の業務に従事した職員に支給	衛生センター従事職員	日額 500円
行路病人取扱手当	行路病人を取扱う職員に支給	福祉事務所職員	日額 2,000円
嘱託医手当	福祉事務所の嘱託医が生活保護法に基づく医療扶助の診療内容の審査を委嘱	福祉事務所嘱託医	月額 12,000円
救急業務手当	休日及び夜間の救急業務のため出動を命じられた医師、看護師に対して支給	従事職員	1回 3,000円(看護師) 1回 10,000円(医師)
年末年始勤務手当	特に年末年始に勤務を命じられた職員に支給	全職員	日額 3,000円
防疫等作業手当	感染症患者等の処理作業に従事した職員	従事職員	日額 1,000円
行路死亡人処理手当	行路死亡人を処理した職員	福祉事務所職員	日額 4,000円
医師休日診療手当	土曜日に診療業務に従事した医師に支給	医師	1回 40,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	17,005 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	309 千円
支給実績（令和３年度決算）	18,431 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	214 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の
（注）４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を
（注）除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ	―	14,090 千円	265,849 円
住居手当	借家28,000円(上限)	同じ	―	2,457 千円	175,500 円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額55,000円 交通用具(自動車等)利用する職員で、2km以上、最初の2km3,000円。1km増すこと1,000円加算 (最高限度額55,000円)	異なる	最初の2km 3,000円 1km増すごと1,000円加算	15,812 千円	208,053 円
管理職手当	総括参事,参事,教育次長 80,000円 診療所長 100,000円 診療所医師 80,000円 課長級 60,000円 課長補佐級 45,000円	異なる	支給額	13,410 千円	432,581 円
宿直手当	1日 4,400円			913 千円	50,722 円

５　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	市区町村長	675,000 円	770,000 円／	455,000 円
		(円)		
	副市町村長	590,000 円	630,000 円／	440,000 円
		(円)		
報酬	議長	280,000 円	344,000 円／	140,000 円
		(円)		
	副議長	235,000 円	279,000 円／	115,000 円
		(円)		
	議員	215,000 円	261,000 円／	100,000 円
		(円)		
期末手当	市区町村長 副市町村長 収入役	(令和4年度支給割合) 3.300 月分		
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 3.300 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市区町村長	675,000円×在職年数×520/100	14,040千円	退職時
	副市町村長	590,000円×在職年数×330/100	7,788千円	退職時
	収入役			
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門＼区分			職員数 令和4年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	3	1	人事異動等
		総務	19	21	2	人事異動等
		税務	3	4	1	人事異動等
		農林水産	9	7	▲ 2	異動不補充
		商工	4	4	0	
		土木	13	11	▲ 2	異動不補充
		民生	18	19	1	人事異動等
		衛生	12	11	▲ 1	異動不補充
		計	80	80	0	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 270.27 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 221.45 人)
	教育部門		14	15	1	人事異動等
	消防部門		0	0	0	
	小計		94	95	1	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 320.95 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 257.87 人)
公営企業等会計部門	水道		3	4	1	人事異動等
	その他		16	14	▲ 2	退職・人事異動
	小計		19	18	▲ 1	
合計			113 [154]	113 [154]	0 [0]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 381.76 人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2〔　　〕内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）

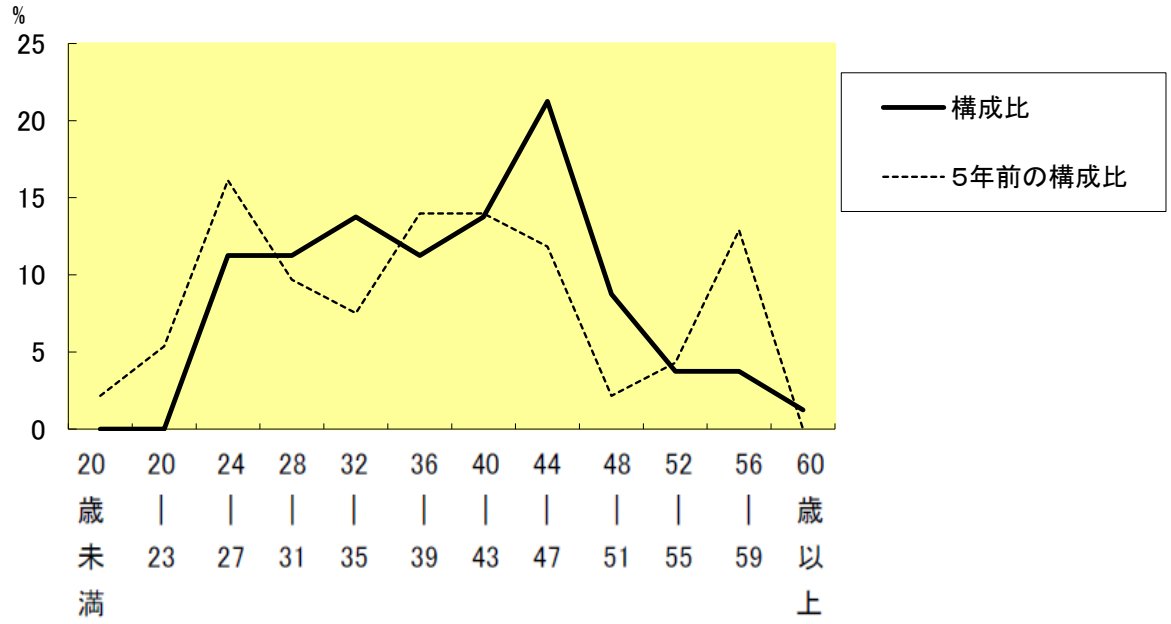

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 0	人 9	人 9	人 11	人 9	人 11	人 17	人 7	人 3	人 3	人 1	人 80

(3)職員数の推移　　（単位　：　人・%）

年度／部門別	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数・率
一般行政	95	98	94	85	81	82	△ 13　△13.7%
教育	19	19	19	16	15	16	△ 3　△15.8%
消防							
普通会計計	114	117	113	101	96	98	△ 16　△14.0%
公営企業等会計計	19	21	19	20	17	16	△ 3　△15.8%
総合計	133	138	132	121	113	114	△ 19　△14.3%

（注）　1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員給与費比率
令和4年度	70,665千円	▲ 187,229千円	18,928千円	26.79%	26.79%

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
令和4年度	2人	5,849千円	790千円	2,187千円	8,826千円	2,942千円	6,056千円

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、令和５年３月３１日現在の人数である。

イ　特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
十津川村	31.5　歳	249,400　円	367,691　円
市町村(指令指定都市を除く)平均	45.7　歳	335,310　円	500,619　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

十　津　川　村	十津川村(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,215　千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,363　千円
(令和4年度支給割合) 期末手当　2.40　月分　勤勉手当　2.00　月分 (　1.35　)月分　(　0.95　)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当　2.40　月分　勤勉手当　2.00　月分 (　1.35　)月分　(　0.95　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～10%

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

十　津　川　村			十津川村(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869　月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869　月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708　月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708　月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709　月分
最高限度額	47.709 月分	47.709　月分	最高限度額	47.709 月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	該当なし	該当なし	1人当たり平均支給額	4,441　千円	16,187　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和５年４月１日現在）

国基準では地域手当の不支給地域となるため、支給していません。

エ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	82 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	41 千円
支給実績（令和３年度決算）	72 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	36 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注）２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度決算）」と
（注）同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象
（注）とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ	—	－ 千円	－ 円
住居手当	借家28,000円(上限)	同じ	—	－ 千円	－ 円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額55,000円 交通用具(自動車等)利用する職員で、2km以上、最初の2km3,000円。1km増すこと1,000円加算 (最高限度額55,000円)	異なる	最初の2km3,000円1km増すごと1,000円加算	348 千円	348,000 円
管理職手当	総括参事,参事,教育次長 80,000円 診療所長 100,000円 診療所医師 80,000円 課長級 60,000円 課長補佐級 45,000円	異なる	支給額	360 千円	360,000 円